

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
11月6日  
(火曜日)

## 目 次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三

救急病院の認定 (医務保険課) ..... 五

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (建築指導課) ..... 五

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) ..... 六

公共測量の実施の終了 (監理課) ..... 六

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 六

### 山口県告示第五百五十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十一月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十一月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場  
所在地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (N <sup>m</sup> /時)	工 事 着 手 予 定 日 月 年	工 事 完 成 予 定 日 月 年	使 用 開 始 予 定 日 月 年	使 用 時 間 間 隔 連 続 時 間
五三一口	四、一〇〇	平成一九 一、二、一	平成二〇、 八、三、二	平成二〇、 九、一	連 続 二 四時間 変動なし
"	一、九〇〇	"	"	"	"
"	二、六〇〇	"	"	"	"

備考 「五三一口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第五十三号のガラス又はガラス製品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値						排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )							
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大								
七		水素イオン濃度 (水素指数)	九・六	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	三・九	浮遊物質質量 ( $mg/l$ )	三	鉍油類 ( $mg/l$ )	二	窒素 ( $mg/l$ )	二・一	燃素 ( $mg/l$ )	〇・〇四	四七三、四八八	六五六、〇七四

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

沈 殿 池	種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )					
		処 理 前	処 理 後	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大		通 常	最 大			
		水素イオン濃度 (水素指数)	一〇・五	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	三・四	浮遊物質質量 ( $mg/l$ )	三、五〇〇	鉍油類 ( $mg/l$ )	三	窒素 ( $mg/l$ )	二〇・一	燃素 ( $mg/l$ )	六	四一、四八八	五六、〇七四

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

沈 殿 池	種 類	堰 囲 い	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	沈 殿 連 続	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 要 的 変 動	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	( 設 )

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値			室 態 の 値	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 ( $mg/l$ )	浮 遊 物 質 量 ( $mg/l$ )				
五三一口	八	二〇	四、六〇〇	二	〇・一	五九三	七二五

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第五百五十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年十一月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年十一月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 株式会社トクヤマ  
住 所 周南市御影町一番一号
  - 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場  
所在地 周南市晴海町一番一号
  - 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
  - 四 変更しようとする事項の内容  
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。
- (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	変更前	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	
七四	七	九・六	一三・三	一九・六	四〇、九八八
			一〇	二〇	五五、五四
			二二・四	二〇・二	
			〇・一		

No. 2	排水口	"	"	二	三	五	一〇	"	〇・三	〇・六	〇・〇二	〇・〇四	一、三八〇	二、六一〇
-------	-----	---	---	---	---	---	----	---	-----	-----	------	------	-------	-------

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	項 目	
"	"	"	七	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)
"	"	"	九、六	大	最
"	二	"	三・九	通 常	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)
"	三	"	四・九	大	最
"	五	"	三	通 常	浮 遊 物 質 量 (mg/l)
"	一〇	"	五	大	最
"	"	"	二	通 常	鉍 油 類 量 (mg/l)
"	〇・三	一・三	一・二	大	最
"	〇・六	"	二・一	通 常	室 素 量 (mg/l)
"	〇・〇二	"	〇・〇四	大	最
"	〇・〇四	"	〇・一三	通 常	燃 料 素 量 (mg/l)
"	"	四七三、 四八八	四七三、 九八八	通 常	排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
"	一、 三八〇	六五五、 〇七四	六五五、 五二四	大	最
"	二、 六一〇				

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

中和処理施設		沈 殿 池		種 類	
処 理 後		処 理 前		項 目	
変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前
"	八・五	"	一	"	一〇・五
"	九、八	"	二、一	"	一、八
"	"	"	三	一三・四	一三・三
"	"	"	三	一三・四	一三・四
"	"	"	五	二〇	一九・六
"	五〇〇	"	三	"	三、五〇〇
"	六〇〇	"	五	"	五、〇〇〇
"	"	"	〇・二	"	二
"	"	"	一、二〇〇	二二・二	二二・四
"	"	"	五八〇〇	二〇・一	二〇・二
"	〇・〇五	"	〇・〇三	"	〇・一
"	〇・一	"	〇・〇五	"	〇・四
二〇三	二四三	二〇三	二四三	四〇、 九八八	四〇、 九八八
二二六	三〇六	二二六	三〇六	四一、 四八八	四一、 四八八
				五五、 五二四	五五、 五二四
				五六、 〇七四	五六、 〇七四
					六
					一〇・五
					四〇、 九八八
					五五、 五二四
					五六、 〇七四
					汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
					通 常
					大 最

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	
変更後	変更前
"	"
"	一三・四
"	二〇
"	"
"	二二・二
"	二〇・一
"	"
"	"
四一、 四八八	四一、 四八八
五六、 〇七四	五六、 〇七四

山口県告示第五百六十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十九年十一月六日

名 称	所 在 地	山口県知事	二井 関 成
光市立光総合病院	光市虹ヶ浜二丁目一〇番一号	平成二二、一〇、三	
光市立大和総合病院	大宇岩田九七四	"	"
周防大島町立大島病院	大島郡周防大島町大字小松一三八八	"	九、三〇
周防大島町立東和病院	"	大字西方五七一の	"
周防大島町立橋病院	"	大字西安下庄三九	"
	二〇の一七	"	"

山口県告示第五百六十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、維新百年記念公園陸上競技場電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年十一月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 維新百年記念公園陸上競技場電気設備工事
- (一) 工事場所 山口市吉敷地内
- (二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上四階建 延べ面積 二〇、五八四平方メートル	電灯動力設備工事一式 受変電設備工事一式 太陽光発電設備工事一式 監視カメラ設備工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二)の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(電気工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年十一月五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の電気工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年十一月二十一日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を  
 平成十九年十二月七日までに発送する。  
 四 その他  
 この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三  
 一三八三〇)にすること。



(五四九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成  
 十九年六月二十六日山口県公告(三三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり下  
 関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年十一月六日から同年十二月六日までの間、山口県商工労働部  
 商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年十一月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 ライフコアとみやま下関店  
 所在地 下関市秋根西町二丁目六番一号
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(五五〇) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条  
 第二項の規定により、国土交通大臣から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知  
 がありました。

平成十九年十一月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 作業の種類

公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)  
 二 作業の地域  
 下松市、周南市及び山陽小野田市  
 三 作業の期間  
 平成十七年七月一日から平成十九年三月三十日まで

一 作業の種類

公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)

二 作業の地域

下関市、山口市及び萩市

三 作業の期間

平成十八年五月一日から平成十九年三月三十日まで

(五五一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
 関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年十一月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
 山陽小野田市大字西高泊字二東大塚
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 山陽小野田市稲荷町一〇番二三号  
 富士商株式会社

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施字金町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下関市卸新町一〇番地の五

前田機工株式会社